

居住支援協議会を設立

15日午後6時、区役所では「杉並区居住支援協議会」の初会合が開催されました。この協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づくもので、不動産関係団体、社会福祉協議会、NPO 団体、区幹部職員などで構成され、主に住宅の確保が難しい高齢者や障害者、さらに子育て世帯などに、民間の賃貸住宅を円滑にあっせんするための情報提供等の支援を行います。

平成25年の住宅・土地統計調査によると、杉並区内の空家と賃貸物件の空室を合わせると、その数は約35,700戸に上ります。その一方で、子育て世帯の区外転出傾向、高齢者や障害者を支える包括的な支援体制の構築などが重要なテーマになっています。こうしたことを受け、平成27年5月に、「杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会」（会長：大原一興横浜国立大学大学院教授）が設置され、「誰もが安心して生活を継続できる多様な住環境の実現に向けた総合的な住まいにあり方について」諮問を受けました。審議会は、7回の審議を重ね、平成28年1月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居促進や空家の利活用を効率的に進めていく居住支援協議会の設置などの提言が答申されていました。

こうしたことから、11月15日午後6時から、第1回杉並区居住支援協議会が開催されました。協議会の会長は、審議会の会長も務めた大原一興教授です。メンバーは、不動産関連団体から3名、社会福祉法人など居住支援団体から2名、学識経験者1名、そして区の保健福祉部と都市整備部の幹部職員2名の合計8名で構成しています。法令に基づく協議会の設置状況は、平成28年4月27日時点で、47都道府県と全国14区市町となっており、23区内では、江東区、豊島区、板橋区が含まれます。さらに、今年7月に千代田区でも設置され、杉並区は23区で5番目の設置となります。



杉並区では、現在も入居支援事業として、アパートへのあっせんや高齢者の見守り、家賃等の債務保証、葬儀の執行や残存家財撤去など様々な支援策を実施していますが、今後は協議会において、区や不動産関連団体、居住支援団体が連携し、高齢者や障害者、子育て中の世帯などを主な対象に、入居支援事業の拡充や空室・空家の賃貸住宅等への転用などの方策を協議し、居住の安定確保を促進します。

【問い合わせ先】

都市整備部住宅課：03-3312-2111 内線3531